

漆紙文書

近年、古代史研究のなかで注目されているものに出土文字資料があります。そのひとつが漆紙文書です。

漆は、長時間、空気に触れると固まってしまいます。そこで、漆塗りの作業を中断している間、漆を入れた容器に紙でふたをしておくのです。これをふた紙といいます。これに利用されると漆が紙に浸み込んで、土中に捨てられても腐らずに残ります。漆のふた紙にするのですから、何も書かれていない白紙を使うことはなく、反故紙（一度文字を書いて、もう不要となつた紙）を再利用、リサイクルしています。昭和48（1973）年、多賀城跡（宮城県多賀城市）で初めて確認されました。発掘された当初は何かわからず、「皮製品」として処理されていましたといいます。後に発見された同様のものに、文字が記されていることが判明し、漆紙文書の発見となつたのです。いまでは、平城京や全国の地方官衙遺跡（国府跡、郡衙跡など）で多くの漆紙文書が確認されています。

太宰府でも觀世音寺の発掘調査で出土しています。そこに記されていたのは具注暦、つまり当時の暦でした。暦はその内容を詳細に検討することによって、年代を決められる場合が多い

く、この具注暦も宝龜11（780）年のものであることがわかりました。他の出土例をみると、たとえば古代の戸籍、計帳（税を徴収するための基本台帳となる帳簿）といった公文（公文書）、あるいは物資を進上したり、請求したりした文書などが確認されています。



この漆紙文書は、それによつて当時作成された古代文書が復元できるという点できわめて貴重です。しかし、もうひとつ重要な点があります。それは、これに反故紙が再利用されていることから、古代文書の作成、保存、廃棄といつた、いわば文書のライフサイクルを探ることのできる可能性を秘めていることです。たとえば、当時、戸籍は6年に一度作られるになつてましたが、作成された戸籍は五比（一比が6年、つまり30年）の間は保存するようになつていました。

こうした文書のライフサイクルを探ることは、作成された行政文書の保存、廃棄を考える現在の公文書館の業務にも一脈通じる点があります。